

香取広域市町村圏事務組合口座振替収納事務取扱要綱

平成19年4月1日

告示第3号

改正 平成21年4月1日告示第1号

平成23年3月30日告示第2号

平成24年3月30日告示第3号

平成25年3月29日告示第2号

平成28年7月8日告示第2号

(目的)

第1条 この告示は、一般廃棄物処理等手数料の納付を口座振替の方法で行うことにより、納付手続を合理化し、納付者の利便と納期内納付の促進を図ることを目的とする。

(対象科目)

第2条 口座振替により収納する一般廃棄物処理等手数料は、次に掲げるものとする。

- (1) し尿処理手数料
- (2) 浄化槽清掃手数料
- (3) ごみ処理手数料

(対象者)

第3条 口座振替により、一般廃棄物処理等手数料を納付することができる者は、(以下「納付者」という。)は、香取広域市町村圏事務組合(以下「組合」という。)の指定金融機関及び収納代理金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に預金口座を有する者で、当該取扱金融機関の承諾を得たものとする。

(指定預金口座)

第4条 口座振替の対象預金口座は、納付者が指定した本人名義の普通(総合)預金口座又は当座預金口座のうち1口座とする。ただし、納付者が本人以外の預金名義人の承諾を得たときは、その預金口座を指定することができる。

(申込手続)

第5条 口座振替を開始し、変更し、又は廃止しようとする納付者は、口座

振替依頼書（開始・変更・廃止）（別記第1号様式）を取扱金融機関に提出しなければならない。

- 2 取扱金融機関は、納付者から前項の依頼書が提出されたときは、記載事項及び指定預金口座を確認の上、口座振替申込書（開始・変更・廃止）（別記第1号様式）を速やかに管理者に提出しなければならない。

（納付手続）

第6条 管理者は、別に定める「香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理等手数料口座振替フロッピーディスク等取扱仕様書」（以下「取扱仕様書」という。）に基づき作成したフロッピーディスク等（以下「FD等」という。）を取扱金融機関に振替日の5営業日前までに送付するものとする。この場合において、振替の件数、金額等を記載した口座振替FD等送付書（別記第2号様式）を添付するものとする。

- 2 金融機関は、受領したFD等に瑕疵があった場合には管理者に返却し、管理者はそのFD等を速やかに修正して金融機関に再交付するものとする。

- 3 FD等の受渡しは、組合において行う。ただし、金融機関からの申出により、FD等の授受を郵便等の輸送方法により行うことができる。

- 4 FD等の引渡し後は、原則として内容を変更しないものとする。

（振替日）

第7条 振替日は、納期限日とする。

（振替納付の報告等）

第8条 取扱金融機関は、取扱仕様書に基づき振り替えた状況を記録したFD等を納期限後第4営業日までに、口座振替FD等振替報告書（別記第3号様式）を添付し、管理者へ返却するものとする。

- 2 返却するFD等は、引渡したFD等と同一のものとし、返却FD等に瑕疵があったときは、速やかに修正して返却しなければならない。

（口座への入金）

第9条 口座振替を行なった金融機関は、振替後4営業日以内に収納金額を組合の会計管理者口座へ振り込むものとする。

（領収書の発行）

第10条 口座振替により納付した一般廃棄物処理料の領収書（別記第4号様式）は、組合が発行するものとする。

(口座振替手数料の請求)

第11条 口座振替手数料は、指定金融機関と協議の上、別に定める。

- 2 取扱金融機関は、一般廃棄物処理等手数料口座振替取扱手数料請求書(別記第5号様式)により、毎年4月から9月までの分を取りまとめて10月10日までに、10月から翌年3月までの分を取りまとめて4月10日までに管理者に請求するものとする。
- 3 管理者は取扱金融機関から取扱手数料等の請求があったときは、速やかに当該金融機関に支払うものとする。

(目的以外の使用禁止)

第12条 取扱金融機関は、FD等をその目的以外の目的に使用し、又は提供してはならない。

- 2 取扱金融機関は、秘密保持の厳守を図らなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、指定金融機関と協議して管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合一般廃棄物処理等手数料の口座振替収納事務取扱要綱(平成11年北総西部衛生組合告示第3号)に基づきなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成21年4月1日告示第1号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、解散前の香取市東庄町清掃組合手数料の口座振替による収納事務取扱要綱に基づきなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成23年3月30日告示第2号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日告示第 3 号）

この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日告示第 2 号）

この告示は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 7 月 8 日告示第 2 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の香取広域市町村圏事務組合口座振替事務取扱要綱の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。

別記

第1号様式 (第5条)

(その1)

一般廃棄物処理等手数料
預金口座振替依頼書
(開始、変更、廃止)

年 月 日

金融機関 御中

私は、香取広域市町村圏事務組合に納付すべき一般廃棄物処理等手数料を口座振替の方法により(納付、変更、廃止)したいので、下記契約事項確認の上、依頼します。

金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	金融コード				支店コード		
	《種類》 1 普通(総合) 2 当座		口座番号						
口名 義 座人	フリガナ		☎ ()				お届印		

	納付者							区分	
フリガナ	お客様番号							1 汲取	
氏名								2 浄化槽	
トイレの設置場所 住所								3 ごみ	

ただし、上記設置場所以外に納入通知書を送付する必要がある場合は、下記の欄に送付先の氏名・住所・電話番号・郵便番号を記入してください。

領収書等送付先 氏名	フリガナ									
領収書等送付先 住所	〒				-					☎ ()

契約事項

- 1 香取広域市町村圏事務組合から貴行あてに送付されたFDにより、香取広域市町村圏事務組合に送付の手続をとること。
- 2 本件に関しては貯金払い戻請求書等の提出は一切省略すること。
- 3 振替日は、毎月25日とし振替日が祝祭日に当たる場合は、翌営業日とする。
- 4 預金の残高が所定の納付期日において納付金に満たないときは、納付手続をとらなくても異議ありません。
- 5 この口座振替契約は、私からの申出及び貴行の都合により解除することができる。この場合、貴行は、速やかにその旨を香取広域市町村圏事務組合に通知すること。
- 6 この預金口座振替依頼について、仮に紛争が生じても貴行及び香取広域市町村圏事務組合に迷惑をかけません。

検印	印鑑照合	受付

金融機関使用欄	
(不備返却事由)	
1 預金取引なし	3 印鑑相違
2 記載事項等相違	4 その他
店名、預金種類、口座番号、名義	

(金融機関控)

第1号様式 (第5条)

(その2)

一般廃棄物処理等手数料
預金口座振替申込書
(開始、変更、廃止)

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者 様

私は、香取広域市町村圏事務組合に納付すべき一般廃棄物処理等手数料を口座振替の方法により、(納付、変更、廃止)したので、下記契約事項確認の上、依頼します。

金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	金融コード				支店コード		
	《種類》 1 普通(総合) 2 当座			口座番号					
口名 義 座人	フリガナ		☎ ()				お届印		

	納付者							区分	
フリガナ	お客様番号							1 汲取	
氏名								2 浄化槽	
トイレの設置場所 住所								3 ごみ	

ただし、上記設置場所以外に納入通知書を送付する必要がある場合は、下記の欄に送付先の氏名・住所・電話番号・郵便番号を記入してください。

領収書等送付先 氏名	フリガナ								
領収書等送付先 住所	〒				-				☎ ()

香取広域市町村圏事務組合処理欄

香取広域市町村圏事務組合 使用欄	不備返却事由	返却処理日	年 月 日			担当印
	1 取引なし 3 記載事項相違	2 その他 住所、名義、形式(汲取、浄化槽)				
処理月日	年 月 日					

(金融機関控→香取広域市町村圏事務組合)

第1号様式（第5条）

（その3）

一般廃棄物処理等手数料
預金口座振替依頼書
（開始、変更、廃止）

年 月 日

金融機関 御中

私は、香取広域市町村圏事務組合に納付すべき一般廃棄物処理等手数料を口座振替の方法により、（納付、変更、廃止）したので、下記契約事項確認の上、依頼します。

金融機関	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	金融コード				支店コード		
	《種類》 1 普通（総合） 2 当座		口座番号						
口名 義 座人	フリガナ		☎ ()				お届印		

	納付者							区分	
フリガナ	お客様番号							1 汲取	
氏名								2 浄化槽	
トイレの設置場所 住所								3 ごみ	

ただし、上記設置場所以外に納入通知及び領収書を送付する必要がある場合は、下記の欄に送付先の氏名・住所・電話番号・郵便番号を記入して下さい。

領収書等送付先 氏名	フリガナ										
領収書等送付先 住所	〒										☎ ()

契約事項

- 1 香取広域市町村圏事務組合から貴行あてに送付されたFDにより、香取広域市町村圏事務組合に送付の手続をとること。
- 2 本件に関しては貯金払い戻請求書等の提出は一切省略すること。
- 3 振替日は、毎月25日とし振替日が祝祭日に当たる場合は、翌営業日とする。
- 4 預金の残高が所定の納付期日において納付金に満たないときは、納付手続をとらなくても異議ありません。
- 5 この口座振替契約は、私からの申出及び貴行の都合により解除することができる。この場合、貴行は、速やかにその旨を香取広域市町村圏事務組合に通知すること。
- 6 この預金口座振替依頼について、仮に紛争が生じても貴行及び香取広域市町村圏事務組合に迷惑をかけません。

検印	印鑑照合	受付

（依頼者控）

第2号様式（第6条）

口座振替FD等送付書

年 月 日

様

香取広域市町村圏事務組合
管理者 印

年 月分の口座振替を次のとおり依頼します。

種 目	納 期 限	振 替 依 頼	
		件 数	金 額
一般廃棄物処理 等手数料	年 月 日		
金 融 機 関 コ ー ド			

第3号様式 (第8条)

口座振替 F D 等振替報告書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者 様

取扱金融機関

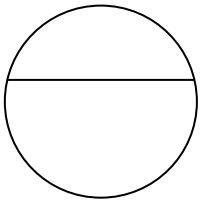



次のとおり振り替えしたので報告します。

種 目	納 期 限						
		件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
一般廃棄物処理等 手数料	年 月 日						
金 融 機 関 コ ー ド							

第4号様式（第10条）

（表）

一般廃棄物処理等手数料 納入通知書			お客様番号	郵便はがき	
種類	処理	処理年月	手数料		
合計					
<p>上記金額を 月 日口座より振替しますので通知いたします。</p>					
一般廃棄物処理等手数料			領収書		
種類	処理	処理年月	手数料		
合計					
<p>上記金額を 月 日口座振替により領収しました。</p>					
香取広域市町村圏事務組合 管理者				納入者名	様分

(裏)

◇納入通知書について◇

- 1 この納入通知書について不服のある場合は、納入通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に管理者に対して審査請求をすることができます。

し尿処理手数料

- | | |
|----|---------------------------------|
| 一般 | 収集量1リットルにつき11円 |
| 仮設 | 仮設トイレ1基につき、収集量300リットルまで一律3,300円 |
| | それを超える場合、その超える収集量1リットルごとに11円を加算 |

◇次の場合は、必ずお届けください◇

- ※口座振替による支払を中止又は口座内容を変更する時は、口座振替を申し込んだ金融機関へ届け出をしてください。
- ※処理作業が不要になった場合（転出、転居、水洗等）は、事前にご連絡してください。

◇ご注意◇

- ※納入通知書により振替日が通知されていますので、振替日に残高不足にならないようご注意ください。

香取広域市町村圏事務組合

第5号様式（第11条）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
管理者 様

取扱金融機関



一般廃棄物処理等手数料口座振替取扱手数料請求書

香取広域市町村圏事務組合一般廃棄物処理等手数料の納付金に係る口座振替取扱手数料 年 月分～ 年 月分を下記のとおり請求します。

記

年 月	一 般 廃 棄 物 等 処 理 料	
	件 数	手 数 料
	件	円
合 計		
消 費 税 額		円
合 計 請 求 額		円